

令和 7 年 4 月 1 日

保 護 者 様

紀の川市立粉河中学校

学校感染症出席停止について（新型コロナウイルス感染症）

学校感染症にかかった時は、流行をふせぐため、また治療に専念し健康を守るため、出席停止となります。出席停止の間は欠席扱いになりません。

学校感染症のうち、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ、軽快した後 1 日を経過するまでと定められています。

出席停止期間終了後、下記報告書に保護者の方がご記入の上、お子様の登校時に学校へ提出してください。医師による証明は必要ありません。

----- き り と り -----

新型コロナウイルス感染症報告書

学 校 長 様

年 組 氏名

●症状出現日： 令和 年 月 日

●該当するところに○印をつけ、必要事項を記入して下さい。

	月 日、(病院名) で、 新型コロナウイルス感染症と診断された。
	月 日、個人で抗原検査を行ったところ陽性反応が出た。

加療中でしたが、発症した後 5 日を経過し、かつ、軽快した後 1 日を経過しましたので報告いたします。

登校する日 年 月 日

保護者名